平成３０年（フ）第１９号
兵庫県豊岡市中陰24番地、前住所兵庫県宍粟市山崎町鹿沢100番地３
債務者　呂満亭こと　善藤　正子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　和茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成３０年（フ）第１９３号
北九州市小倉南区津田２丁目６番22号
債務者　伊東　高寛
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１９４号
北九州市小倉南区津田２丁目６番22号
債務者　伊東　香澄
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３１５号
北九州市八幡西区三ケ森１丁目１番８―203号
債務者　武藤　博信
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田篭　亮博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３１６号
北九州市八幡西区三ケ森１丁目１番８―203号
債務者　武藤千代子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田篭　亮博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３３６号
北九州市小倉北区南丘１丁目25番13―104号
債務者　北川　幸法
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　伸城
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２１６号
熊本市北区四方寄町323番地１
債務者　兼武　利光
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　誠也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月７日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８２６号
仙台市若林区中倉２丁目24番２―507号
債務者　山田　　宏
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮腰　英洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月20日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３４３号
宮城県富谷市大清水１丁目４番地３、従前の住所仙台市宮城野区銀杏町24番29号　コーポ石秀２―203
債務者　森　　英子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関野　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４０１号
仙台市太白区富沢３丁目25―16　セジュール野沢102、住民票上の住所仙台市太白区秋保町湯元字薬師20番地
債務者　高橋　禮範
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　　力
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２１号
福岡県田川市大字弓削田1694番地　中村産業アパートＡ―302、前住所福岡県田川市西本町２番18号　ダイヤモンドハイツ305
債務者　髙松　真紀
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森竹　卓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第２１３５号
大阪府茨木市戸伏町13番20号　コーポ第２大川荘
債務者　富山　英男
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木虎　孝之
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１７８号
山形市城西町５丁目２番32―101号　グランファーレ
債務者　山道　友彦
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６４号
山形県上山市美咲町２丁目３番３―102号
債務者　中川　與作
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６９号
山形市南松原２丁目１番地３（Ｇ―207号）市営南山形アパートＧ棟、前住所山形市蔵王半郷774番地
債務者　鈴木　望友（旧姓若尾）
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８１号
山形市大字松原475番地２
債務者　鈴木　　修
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８３号
山形県天童市大字乱川1206番地76、前住所山形県寒河江市大字谷沢277番地の２
債務者　庄司　善司
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
山形地方裁判所民事部